

少年とともに



研修会：発達特性をふまえた子ども、 それを支える保護者への対応

悩みごと相談チーム 伊東 亜矢子 Ayako Ito (55期)

1 はじめに

2022年12月、文部科学省より、発達障害の可能性がある小中学生は通常の学級に8.8%（11人に1人程度）在籍していると推計されるという調査結果が発表されました。前回10年前の同調査では6.5%という結果であり、ますます支援の充実が課題となっています。

私たちが日々対応する子どもの相談においても、発達上の特性に起因すると思われる各種の事象にどのように向き合えばよいのか、悩む場面が多いところです。

朝日新聞の朝刊に、発達障害の当事者である弁護士が「発達障害専門の法律相談室」を立ち上げ相談に対応している、という記事が掲載された本年2月16日、発達障害のある子どもや保護者の支援に携わっておられ、ご自身も発達障害などの当事者である芦澤唯志氏をお招きし、「発達特性をふまえた子ども、それを支える保護者への対応」というテーマでご講演いただきました。本稿ではその内容をご報告させていただきます。

2 発達障害とは

発達障害は生まれつきの脳の働き方に起因する障害であり、同じ障害名でも特性の現れ方が異なる

ことや、他の障害を併せ持つこともあります。芦澤氏より、厚生労働省のHP「みんなのメンタルヘルス^{*1}」（2023年2月16日現在）からの引用にて以下のご説明をいただきました。

自閉スペクトラム症：「コミュニケーションの場面で、言葉や視線、表情、身振りなどを用いて相互的にやりとりをしたり、自分の気持ちを伝えたり、相手の気持ちを読み取ったりすることが苦手です。また、特定のことに強い関心をもっていたり、こだわりが強かったりします。また、感覚の過敏さを持ち合わせている場合もあります。」

注意欠如・多動症（ADHD）：「発達年齢に比べて、落ち着きがない、待てない（多動性-衝動性）、注意が持続しにくい、作業にミスが多い（不注意）といった特性があります。多動性-衝動性と不注意の両方が認められる場合も、いずれか一方が認められる場合もあります。」

学習障害（LD）：「全般的な知的発達には問題がないのに、読む、書く、計算するなど特定の学習のみに困難が認められる状態をいいます。」

そのほかに「みんなのメンタルヘルス」では、チック症や吃音も発達障害として挙げられています。

芦澤氏によれば、「ひきこもりやうつ病、摂食障害、反社会的な行動や触法行為などの二次障害については、成育歴や環境などによっても現れ方

*1 <https://www.mhlw.go.jp/kokoro/>

は異なってくる。」「例えば多動性を新しいアイデアを生み出すという強みに変えることや、注意欠如についても具体的な対策を講じることで対応できる可能性がある。」とのことでした。

3 芦澤氏の取組みについて

芦澤氏は、幼児期から進学・就職まで子どもや家庭をワンストップで支える「翼学院グループ」を経営されています。

東京都指定の児童発達支援・放課後等デイサービス「つばさクラブ」では、18歳までの子どもの対人関係等のスキルを身につけるプログラムの提供をはじめ、思考力、判断力、認知機能、感覚統合などのトレーニングや、安心して過ごすことができる居場所を提供されています。

進学・補習の翼学院（オンライン学習塾では全国対応）では、少しでも偏差値が高い学校を目指すような受験ではなく、発達特性や心理・知能検査の結果から強みを見つけて個別指導計画を立案して「対話と定式化」に基づく指導を行い、発達特性を踏まえた進路指導をきめ細かに行っています。いじめで不登校になってしまった子が、学習を通じて自尊感情を取り戻し登校できるようになり、難関中学に進学した例もあるなど、翼学院を巣立っていった1500人以上の子どもたちには一人一人にドラマがあるということです。

高校をドロップアウトした子のための翼学院高等部では、広域通信制第一薬科大学付属高等学校と連携しており、芦澤氏が教育・人材育成委員を務める東京商工会議所本部の所属企業での職業体験などもサポートされています。

また、生き辛さを抱える子どもを養育する保護者の心理支援のためのカウンセリングルームも開設されています（芦澤氏自身公認心理師の資格を取得されています）。

私たちは、日頃学校での辛さを訴える子どもに「無理して学校に行かなくてもよい」というメッセージを発しながらも、「ではその後の人生をどう構築していくか」について解がないままであることにもどかしさを感じながら対応することが多

くあります。子ども一人一人の特性を踏まえて具体的な職業の選択まで支援をする翼学院グループのサポートは本当に素晴らしいものだと感じました。

4 支援者として留意すべきこと

さらに芦澤氏からはご自身の成育歴や、個人の特定に至らない範囲での様々な事例紹介をいただき、最後に、支援者として留意されていることについてのお話をいただきました。

例えば心理・知能検査や学校のテストの結果を数字だけで捉えず総合的に理解すること、どんなに親しくなっても毎回心の扉をロックしてから支援に入ること（「今この話をして大丈夫か」お子さんの様子を観察するなど）、物事の是非は明確にするが言い方や関わり方を工夫すること、支援者が間違えたときには誤魔化さずに訂正すること、分かりやすく論理的に説明すること、に留意されているとのことでした。

保護者に対しては、アセスメントを通じて「本当は何を求めているのか」を知ること、「保護者も支援対象である」と心して関わること、目の前の言動に左右されないこと、保護者自身の生活歴・家族関係や学校内の人間関係にも着目することに留意されているとのことでした。また、保護者から過度に依存された場合に「自分じゃなきゃダメなんだ。」と思ってしまうと、支援者が傲慢になり、ときには共依存関係にも陥る危険性があるご指摘をいただきました。

そのほか、他職種連携の中で支援をするに当たっては、それぞれの専門家も成長過程にあることを理解して専門性を絶対視しないこと、とのご指摘もあり、いずれも我々弁護士が心すべきことであると感じました。

芦澤氏が発達障害当事者としてのご自身の成育歴もふまえ、信念を持って行われている取組みは本当に素晴らしいものであり、我々も他職種の中の一として是非今後協働していけることがあればと思いました。



それでも少年を信じ続けて ― 初めてのぐ犯事件 ―

岡本 共生 Tomoki Okamoto (73期)

1 事案の概要

ぐ犯少年^{*1}とは、いわゆる「ぐ犯事由」があって、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれ、すなわち、「ぐ犯性」のある少年をいう(少年法3条1項3号)。

本件ぐ犯事由の内容は、要旨、①無断外泊の繰り返し、②推測した他人のInstagramアカウントのパスワードを使用し不正ログイン、③不正ログイン被害に遭ったふりをするよう友人に依頼したこと、④不正にログインしたアカウントのうち、アカウントからのログアウトを求めたアカウント主にPayPayで2000円支払わせたこと、であった(⑤は後述)。

少年は、児童養護施設の門限を繰り返し破り、夜間徘徊をしていたところ、施設が区の児童相談所に通報し、将来、不正アクセス行為の禁止等に関する法律違反、恐喝、強要等の罪を犯すおそれがあることを理由に、面会翌日に家裁送致予定だった。

2 少年を取り巻く問題①母との不和

(1) これまでの経過

少年は、生後間もなくDVが理由で離婚した母子家庭で兄と暮らし、幼少期から被虐待歴があった。中学では、SNSを利用した詐欺等を理由にぐ犯少年として児童自立支援施設に行き、高校入学後に家庭復帰後も半年後には児童養護施設に入所した。

母親は少年の監護に限界を感じており、家庭復帰できなければ少年院送致になることにためらいはなかった。母親は、多忙ながら何度も面会するも毎回、「話にならん」「あんなやつ少年院でもどこでも行けばよい」と私に電話するなど、少年との複雑な関係性が見て取れた。

(2) 母親以外の受入れ先

私は両者の間を取り持ち、その関係性を少しでも改善できるよう尽くした。徐々に変化しつつあったが、母親は、直近で少年を適切に監護したことはなく、監督

者の適格性はなかった。私は自立支援施設やシェルターに受入れを打診したが、彼の入居を許す施設はなかった。

3 少年を取り巻く問題②学校対応

(1) 退学処分の危機

学校に課題等について問い合わせたところ、校内で本件は生徒の話題の事件であり、教員も即座に知るところとなったため、既送致事実と同内容の事実を理由とする退学処分も検討していた。私は学校に赴いて校長ら5人の教諭と面談して卒業希望の旨を伝え、少年審判手続を説明した。試験観察というラストチャンス期間があり、そこで真つ当な学校生活を送り、事実関係を学校に回答する旨を約束すると伝え、学校に退学処分を保留すると約束させた。

(2) 学校への不満

少年の学力は中学から高かったが、母親は家庭復帰にあたり、自宅から自転車で通える高校にするよう強く求め、少年にとってレベルの低い高校に入学した。

少年は、映像授業予備校で学校の授業のスピードを上回るペースで勉強していたため、学校の授業は苦痛だったようで、児童養護施設へ転居すると高校への通学時間は2時間近くになり、学校へ足が向かず、学校に行っても帰宅が面倒だと思ふことも無理もなかった。

4 審判

(1) 別件ぐ犯事由

事件記録には、少年が女子中学生に成りすまして50万円稼いだことを友人にほのめかすチャット履歴や、別Instagramアカウントの乗っ取りをほのめかせるやり取りなど、④に関連する「余罪」の存在をうかがわせる資料が散見された。なぜ兇相がこれらを送致事実に記載しなかったのか不明だが、少年に確認し、審判では送致事実に記載のない事実として黙秘することとした(なぜか裁判官よりこの点に関する質問はなかった)。

*1 令和3年のぐ犯件数は178人、少年事件(一般保護事件)の新受人員3万4472人である。令和4年度犯罪白書第3編少年非行の動向と非行少年の処遇第1章第3節ぐ犯少年、令和4年司法統計年報概要版(少年編)参照

(2) 少年との打合せ

児相からの送致書記載の事実と監護措置決定別紙の事実が微妙に組み替えられている点や、少年が細かな事実関係を否認していたことから、裁判官と協議して、ぐ犯事由の特定方法について認識を共有し、否認範囲を特定した。

また、少年は、自身の将来について「認知症を直す薬を作りたい」「早慶に行きたい」等、少年が自分のしたことだけでなく自分の将来に真剣に向き合うようになり、少年の変化を感じた。

(3) 期日対応

質問に応じて適宜学校関係者や保護者を退席させた上で、少年は、学校の授業等への不満や学校へ通うことになった経緯などを答えた。

母親は、送致事実には記載されていない数々の窃盗・「パパ活」等はなぜ不問なのかなどと逆質問を付添人や裁判官に行う等、終始穏やかではなかった。私は、付添人として、前記の事情に加えて、少年自身で今回のことを振り返る機会を設けたことで内省も深まっており、今後SNSを使わないと誓約し、少年自身が自分の将来について積極的に考えていることから、補導委託先での試験観察を経た上で最終的な審判を行うべきと意見を述べた。

裁判所は、親との関係改善の余地は残されているとして、少年の身柄付き補導委託(町中華での勤務)の方法による試験観察を行う旨を決定した。

5 審判後の経過(補導委託5日目にして逃走)

(1) 順調に見えた補導委託

少年がしばらく頑張り、母親との定期的な面会を重ね、高校への通学も再開し、晴れて家庭復帰し、保護観察処分になるはずだと思ったのは、私だけではなかったはずだ。

ところが審判から5日後、少年が門限を全く守らないと委託先から連絡があった。私はその日の夜遅くに少年に会いに行った。ここにいられなくなったら少年院送致になってしまう、高校は退学だし、大学受験にも影響する、今すべきことが何か考えようと伝えた。

翌日夕方、少年は帰宅途中にコンビニで万引きをした。その後、少年は、アルバイト先の店番で出た電話口

の相手が警察官であることが分かった途端受話器を置き、血相を変えて、店外へ出た。違和感を覚えた店員が追いかけたものの捕まらなかった。中華料理屋のエプロンを脱ぎ捨て、所持金は千円足らず、下着一枚に薄手のパーカーで、1月の寒空に失踪した。これが5つ目のぐ犯事由(⑤補導委託先からの無断退去)である。

(2) 家出その後

当日夜と翌日午後にはすぐに委託先へ向かい、調査官と委託先とで協議を行った。緊急同行状が発付されたが、一向に発見されなかった。

(3) 事件の顛末

逃走から約半年が経過した夏、裁判所より、少年法改正でぐ犯不適用となる日までに発見されなければ、審判不開始決定で終了すると連絡があり、昨年10月、ぐ犯の年齢超過を理由に、審判不開始決定で本件は終了した。

6 最後に

(1) 試験観察に「失敗」はない

私は、本件当時、逃走前夜の自身の言動を反省したり、逆に裏切られたと思ったり、記事を書きながらも色々な感情が湧いた。

しかし、試験観察は少年を「試す」ものであるからある程度の事態の発生はやむを得ず、リスクを一定程度織り込みながら試験観察を行うことも多く^{※2}、これを経たことが少年や関係者の納得と施設処遇への動機付けにつながり、逃亡といった事態は恐れることはない^{※3}。少年の真意を見通せず、裁判所に試験観察を求めながら逃げられてしまい、恥ずかしいという思い込みは誤りであった。

(2) 少年とどう向き合っていくか

結果につながらなくとも、少年にとって、自分に向き合った大人がいたという事実は変わらず、10年後にその存在が彼の人生に少しでも希望を持たせ、人生を歩んでもらえるかもしれないのであり、最後までその味方であり続けることが重要であると考えさせられる契機になった。

今後も、目の前にいる子どもと真摯に向き合うことを忘れずに活動したい。^{※4}



※2 河原俊哉編著「ケースから読み解く少年事件」(2017、青林書院)184(河畑勇) ※3 佐藤傑＝河野都江「身柄付き補導委託の意義と今後の課題について」家月65・8・15

※4 その他参考文献として、加藤学「ぐ犯をめぐる諸問題」野田愛子、三宅弘人編「家庭裁判所制度50周年記念 家庭裁判所家事・少年実務の現状と課題」家庭裁判所調査官研修所編「ぐ犯保護事件の調査方法について」(1989、法曹会)など。そのほかにも近時の試験観察後の逃亡やぐ犯事件を取り扱った裁判例として、東京高決令和3年9月6日判時2519号126頁や東京家決令和4年1月13日判時2539号97頁